

## 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

### 2. 内容

目標1：本会の両立支援制度の利用促進に向けた取り組みを実施し、定期的な利用状況の把握と改善点の検討を行う。

#### 〈対策〉

- 令和5年4月～ 新休暇制度（家族休暇）の導入にあわせ、両立支援制度全般の周知と利用促進に向けた取り組みを検討、実施。
- 令和5年7月～ 四半期ごとに制度の利用状況を確認し、改善点を検討する。

目標2：育児休業中及び育児休業から復職した職員が、安心して就業継続するための相談支援体制を整備する。

#### 〈対策〉

- 令和5年4月～ 相談支援体制について検討開始
- 令和6年4月～ 制度の運用開始

目標3：年次有給休暇の取得促進を図ることにより、総合事務職員は取得率65%以上を目指し、一般事務職員は取得率70%以上を維持する。

#### 〈対策〉

- 令和5年4月～ 取得率向上に向けた啓発活動等を検討、実施
- 令和5年7月～ 四半期ごとに年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得促進に向けた取り組みを検討する。

目標4：所定外労働時間削減のための職場環境づくり

- 令和5年4月～ 所定外労働時間削減に向けた啓発活動等を検討、実施
- 令和5年7月～ 四半期ごとに所定外労働時間発生状況を確認するとともに、削減に向けた取り組みを検討する。